

2024 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 9 月)

2 時限目 B 専門科目

知的財産法 試験問題

受験番号	氏名

特許権侵害に対する差止請求権を定める規定が特許法に定められていないと仮定した場合、特許権者に差止請求権は認められるか。

解

答

例

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2024年度入試（9）月期 <2023年度実施>

（一般）入学選考

（B専門科目または外国語）

科目名（知的財産法）

- ・特許法100条の条文見出しは「差止請求権」であるが、差止請求権と除却請求権からなる
- ・有体物に関する排他的独占権といえる所有権が侵害された場合、侵害行為に対する差止請求権の規定は民法にない
- ・民法に規定がなくとも、所有権が有する排他的独占性から物権的請求権が当然に認められる
- ・物権的請求権には妨害排除請求権と予防請求権が含まれる
- ・特許法68条は特許権が特許発明の実施に関する排他的独占権であることを規定している
- ・特許法100条1項の停止請求権と予防請求権は物権的請求権と同様の理論構成により導けるため、仮に同項がなくとも行使できる
- ・特許法100条2項が定める除却請求権の内容は物権的請求権と同じ理論構成で導くことはできない
- ・除却請求権の行使は特許法100条2項があることが重要であり、特別規定と位置づけられる

出 題 意 図

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2024年度入試（9）月期 <2023年度実施>

（一般）入学選考

（B専門科目または外国語）

科目名（知的財産法）

特許権侵害行為に対する差止請求権について、特許法100条は差止請求権と除却請求権を特許権者に認めているが、同条1項が仮に存在しなくとも、物権的請求権と同じ理論構成によって行使が可能であることを理解しているか、また、除却請求権については、物権的請求権の理論構成では説明しきれず、そのため同条2項が設けられているという点を把握できているかを問う。